

気になる新民法（債権法）と意匠法改正とCM業務

（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会関西支部
2019年度 法令部会セミナー

2020年1月29日

大和法律事務所
弁護士・弁理士 釜田佳孝

© 2019 Yoshitaka Kamada

本日のスケジュール

1 CM業務と新民法

- 準委任契約の変更点
- 請負契約の変更点（契約不適合をメインに）
- その他

2 関連約款改正の動向

3 CM業務と改正意匠法 — 建築物の外観・室内デザインの保護

4 ディスカッション

1 CM業務と新民法

④ 注文者が担保責任を追及できる期間（制限期間）の規定が変更された。

・ 現行民法では、原則として引渡又は仕事終了時から1年以内に瑕疵の修補、契約解除又は損害賠償を請求しなければならないとしていたが（637条）、注文者の負担が加重であることから、新民法では契約不適合を知ったときから1年以内に請負人に通知すれば、それ以降消滅時効期間内での契約不適合による担保責任を追及できることとした（637条）。

ただし、現行民法では、担保責任を追及できる存続期間を、前記原則の1年の例外として、土地の工作物・地盤は5年、コンクリート造り等の堅固な工作物は10年としていたが（638条）、新民法はその規定を廃止し、債権一般の消滅時効と平仄を合わせた。

1 C M 業務と新民法

④ 設計契約、工事監理契約、工事請負契約に関する債権の消滅時効が伸長された。

現行民法 170条（3年の短期消滅時効）

「次に掲げる債権は、3年間行使しないときは、消滅する。

② 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権」

現在は3年